

平成24年 7月13日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡 本 真 理 殿

国立大学法人大阪大学

学 長 平 野 俊 夫



当法人が、貴組合からなされた平成21年7月以降本件申立てまでの間の団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯、開催場所につき吹田キャンパスのある吹田地区と限定したことが、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。